

様式2-2(第7条第1項関係)

監査報告(決算監査用)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記のとおりです。

記

1 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の取集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)及び財産目録の内容について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録の内容についても検証を行った。

2 監査実施期間

○事業報告及びその附属明細書に関する監査

令和6年5月23日～ 令和6年5月23日

午前9時～11時20分

○計算書類、財産目録その附属明細書に関する監査

令和6年5月23日～ 令和6年5月23日

午前9時～11時20分

3 監事の意見

○事業報告及びその附属明細書に関する意見

法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

※正しく示していない場合は、指摘する事項を具体的に記載する。

○計算書類及びその附属明細書に関する意見

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

※適正でない場合は、指摘する事項を具体的に記載する。

○理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

※事実が認められる場合は、指摘する事項を具体的に記載する。

○個別事項に関する意見

別表のとおりです。

附属資料

監事監査チェックリストの写

令和6年5月23日
監事 

監事 平木奈奈枝 

別表

事項	項目	監事意見
業務管理	定款	
	評議員	
	理事	
	理事長、業務執行理事	
	理事会	
	監事	
	会計監査人	
	報酬等	
	役員研修	
	権利擁護	
	苦情解決	
	個人（特定）情報保護	
	事故対応	
	防災対策	
	事業一般	
	社会福祉事業	
	公益事業	
	収益事業	
会計管理	人事管理	
	内部管理	
	労務環境	
	職員研修	
	その他	
	資産管理	
	予算	
	経理体制	
	会計帳簿	
	計算書類等	
	出納	
	会計処理（資産・負債）	
	会計処理（収益・費用）	

事項	項目	監事意見
会 計 管 理	経過勘定	
	固定資産	
	借入金	
	債権債務の状況	
	リース取引	
	引当金	
	・基本金	
	決算	
	内部監査	
	預り金	
	運営費等の使途制限	
	国庫補助金等特別積立金	
	その他の積立金	
	補助金	
	寄附金	
	共通支出の配分	
	整合性	
	計算書類等の注記	
	契約	
	その他	

(注) 監事意見欄は、監事監査チェックリストによる確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が、〇〇となっており、〇〇規程〇〇条に違反しているので是正されたい。」(是正又は改善を要する点は具体的に記載) 等の意見を記載する。

全項目 適正である。